横浜市水道局からのお知らせ

大雨、台風で被災された方へ

９月３日の大雨、台風 15 号、19 号及び 21 号で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、横浜市では、今回の被災世帯、事業所等を対象に次のとおり、水道料金及び下水道使用料の特別減免を行います。

１　減免の内容

基本料金分を減免します。

また、被災後に検針した月分の水量が、前回又は前年同月より多かった場合、清掃等で使用したとみなし、その差額分も減額します。

２　減免の対象期間

９月３日の大雨、台風 15 号、19 号及び 21 号を対象とし、り災日時が９月３日から 10 月 25 日までの「り災証明書」の提出をお願いします。

３　減免の手続き

「り災証明書」を提出いただいたお客さまの水量をお調べし、1 回に限り上記「**1　減免の内容**」に沿って減免額を決定し、次回の請求で精算します。

４　手続き窓口

水道局水道事務所（市内７か所）へ「り災証明書」の提出をお願いします。

また「検針のお知らせ」など、現地が確認できる書類がありましたらお持ちください。

なお、郵送でも受け付けておりますが、日中に連絡できる電話番号の記入をお願いします。

水道局水道事務所の受付時間は 8：45～17：00 までとなっています。

５　すでに基本料金減免を受けられた方へ

「**１　減免の内容**」に沿って再計算しますので、追加の減額があった場合、次回請求で精算します。なお「り災証明書」提出済の方は追加手続きの必要はありません。

６　その他

そのほかご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

水道局お客さまサービスセンター　Ｔｅｌ　０４５－８４７（はちよんなな）－６２６２

Ｆａｘ　０４５－８４８－４２８１